

平成 15 年 10 月 29 日

各 位

上場会社名 松井証券株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松井 道夫  
(コード番号 8628 東証 1 部)

## 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 10 月 29 日に発行を決議した 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という)の発行条件等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 本社債に関する事項

1. 額面総額及び発行総額	40,000,000,000 円
2. 本社債の発行価額	本社債の額面金額の 100%
3. 本新株予約権付社債の募集価格	本社債の額面金額の 102.5%

#### 本新株予約権に関する事項

1. 発行する本新株予約権の総数	20,000 個
2. 行使価額 ( 転換価額 )	1 株当たり 3,910 円
・行使価額算定日	平成 15 年 10 月 29 日
・上記の東京証券取引所の株価 ( 終値 )	2,875 円
・アップ率 $\{ ( \text{行使価額} ) / ( \text{株価 ( 終値 ) } ) - 1 \} \times 100$	36%
3. 資本組入額	1 株当たり 1,955 円
4. 本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数	本社債の発行総額を転換価額で除した数を上限とし、当初 10,230,179 株を上限とする。

5. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、転換価額は平成 15 年 10 月 29 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 36% 上回る額とした。

新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額を、「転換価額」という。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

< 参考 >

(1) 発行決議日	平成 15 年 10 月 29 日
(2) 申込期間	該当事項なし
(3) 払込期日及び発行日	平成 15 年 11 月 17 日 (ロンドン時間)

以上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。